沼津市建設工事関連業務最低制限価格制度実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、低廉で良好な公共事業の施行を推進することを目的として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第２項（同令第 167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、最低価格の入札者以外の者を落札者とする制度（以下「最低制限価格制度」という。）の適用について、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第２条　この要領の対象となる請負契約は、予定価格が100万円を超える測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務（以下「建設工事関連業務」という。）とする。ただし、予定価格が100万円以下の建設工事関連業務であっても、市長が特に必要と認める場合は、対象とすることができる。

（最低制限基本価格）

第３条　最低制限基本価格（最低制限価格の算出の基礎となる価格をいう。以下同じ。）は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、予定価格算出の際の消費税及び地方消費税を考慮して得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8.1（測量業務にあっては10分の8.2、地質調査業務にあっては10分の8.5）を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.1（測量業務にあっては10分の8.2、地質調査業務にあっては10分の8.5）を乗じて得た額とし、予定価格に10分の６（地質調査業務にあっては３分の２）を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の６（地質調査業務にあっては３分の２）を乗じて得た額とする。

⑴　測量業務

ア　直接測量費の額

イ　測量調査費の額

ウ　諸経費の額に10分の５を乗じて得た額

⑵　建築関係の建設コンサルタント業務

ア　直接人件費の額

イ　特別経費の額

ウ　技術料等経費の額に10分の６を乗じて得た額

エ　諸経費の額に10分の６を乗じて得た額

⑶　土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いるものを除く）

ア　直接人件費の額

イ　直接経費の額

ウ　その他原価の額に10分の９を乗じて得た額

エ　一般管理費等の額に10分の５を乗じて得た額

⑷　土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いるものに限る）

ア　直接人件費の額

イ　直接経費の額

ウ　技術経費の額に10分の６を乗じて得た額

エ　諸経費の額に10分の６を乗じて得た額

⑸　地質調査業務

ア　直接調査費の額

イ　間接調査費の額に10分の９を乗じて得た額

ウ　解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額

エ　諸経費の額に10分の５を乗じて得た額

⑹　補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いるものを除く）

ア　直接人件費の額

イ　直接経費の額
ウ　その他原価の額に10分の９を乗じて得た額
エ　一般管理費等の額に10分の５を乗じて得た額
⑺　補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いるものに限る）
ア　直接人件費の額
イ　直接経費の額
ウ　技術経費の額に10分の６を乗じて得た額
エ　諸経費の額に10分の６を乗じて得た額

２　前項各号に規定する業務を一括して発注する場合は、最低制限価格は、同項各号に定める業務ごとの最低制限基本価格を合計した額に、予定価格算出の際の消費税及び地方消費税を考慮して得た額とする。

３　前２項の規定にかかわらず、特別の事情により前２項の算定方法により難いと認める場合は、最低制限基本価格を、予定価格に10分の６から10分の8.1まで（測量業務にあっては10分の６から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては３分の２から10分の8.5まで）の範囲内の割合を乗じて得た額とすることができる。

４　第１項又は第２項の規定により算定した合計額、予定価格に10分の8.1（地質調査業務にあっては10分の8.5）を乗じて得た額、予定価格に10分の６（地質調査業務にあっては３分の２）を乗じて得た額及び前項の規定により算定した予定価格に10分の６から10分の8.1まで（測量業務にあっては10分の６から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては３分の２から10分の8.5まで）の範囲内の割合を乗じて得た額に1,000円に満たない額があるときは、これを切り捨てるものとする。

（最低制限価格）

第４条　最低制限価格は、最低制限基本価格に100分の100から100分の101までの範囲内で無作為に抽出した係数を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（入札参加者への周知）

第５条　契約検査課長は、最低制限価格制度の対象となる建設工事関連業務の入札を行う場合には、入札公告又は指名通知書によりその旨を周知するものとする。

（措置）

第６条　契約検査課長は、最低制限価格を下回る価格で申込みを行った者があるときは、当該入札者を失格とする。

付　則

この要領は、平成29年４月１日から施行する。

付　則

この要領は、平成29年６月１日から施行する。

付　則

この要領は、令和元年６月１日から施行する。

付　則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

付　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

付　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

付　則

この要領は、令和６年７月１日から施行する。

付　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。